

復興庁の保有する個人情報管理規程

〔平成24年2月10日〕
復興庁訓令第19号

最終改正 令和4年復興庁訓令第8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、復興庁の保有する個人情報及び個人番号の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条の定めるところによる。

第2章 管理体制

(総括個人情報管理者)

第3条 復興庁に、総括個人情報管理者1人を置き、復興庁の保有する個人情報及び個人番号の保護に関する事務を担当する統括官(以下「個人情報保護等担当統括官」という。)をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、復興庁における保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(個人情報管理者)

第4条 本庁及び復興局に、個人情報管理者を置く。

2 本庁の個人情報管理者は、復興庁の保有する個人情報の保護に関する事務を担当する参事官(以下「個人情報保護担当参事官」という。)をもって充てる。

3 復興局の個人情報管理者は、復興局の保有する個人情報の保護に関する事務を担当する復興局次長をもって充てる。

4 個人情報管理者は、本庁又は復興局における保有個人情報(特定個人情報を除く。本項、第6条、第9条、第18条、第37条及び第39条において同じ。)の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(特定個人情報等管理者)

第5条 本庁及び復興局に、特定個人情報等管理者を置く。

2 本庁の特定個人情報等管理者は、その担当する事務において、復興庁の保有する

特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う参事官（以下「特定個人情報等取扱参事官」という。）をもって充てる。

3 復興局の特定個人情報等管理者は、その担当する事務において、特定個人情報等を取り扱う復興局次長をもって充てる。

4 特定個人情報等管理者は、本庁又は復興局における特定個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、特定個人情報等管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（個人情報取扱主任）

第6条 本庁及び復興局に、個人情報取扱主任を置き、それぞれ本庁又は復興局の個人情報管理者が指名する職員をもって充てる。

2 個人情報取扱主任は、個人情報管理者を補佐し、本庁又は復興局における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（特定個人情報等取扱主任）

第7条 本庁及び復興局に、特定個人情報等取扱主任を置き、それぞれ本庁又は復興局の特定個人情報等管理者が指名する職員をもって充てる。

2 特定個人情報等取扱主任は、特定個人情報等管理者を補佐し、本庁又は復興局における特定個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（特定個人情報等取扱担当者）

第8条 本庁又は復興局において、特定個人情報等を取り扱う場合には、特定個人情報等管理者は、それぞれ、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱担当者」という。）を指名し、総括個人情報管理者が別に定めるところにより、当該特定個人情報等取扱担当者が個人番号を取り扱う事務の範囲及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（監査責任者）

第9条 復興庁に、監査責任者2人を置き、保有個人情報に関する監査については、復興庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務を担当する参事官を、特定個人情報等に関する監査については、個人情報保護担当参事官をもって充てる。

2 監査責任者は、それぞれ保有個人情報又は特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報等の適切な管理のための会議）

第10条 総括個人情報管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。

第3章 教育研修

第11条 総括個人情報管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び個人番号の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他を

目的として必要な教育研修を実施する。

- 2 総括個人情報管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を実施する。
- 3 総括個人情報管理者は、個人情報管理者及び特定個人情報等管理者（以下「個人情報管理者等」という。）並びに個人情報取扱主任及び特定個人情報等取扱主任（以下「個人情報取扱主任等」という。）に対し、現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 個人情報管理者等は、本庁又は復興局の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する。

第4章 職員の責務

- 第12条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程並びに総括個人情報管理者、個人情報管理者等及び個人情報取扱主任等の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

- 第13条 個人情報管理者等は、個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。
- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
 - 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

- 第14条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報管理者等は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、個人情報管理者等の指示に従い行わなければならない。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為（誤りの訂正等）

- 第15条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報

管理者等の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(誤送付等の防止)

第15条の2 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信若しくは誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、複数の職員による確認、チェックリストの活用等必要な措置を講じなければならない。

(媒体の管理等)

第16条 職員は、個人情報管理者等の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

2 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等アクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第17条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 前項の場合において、保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を外部に委託するときは、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第18条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及び必要に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

2 特定個人情報等管理者は、特定個人情報ファイルを保有する場合は、総括個人情報管理者が別に定めるところにより、台帳等を整備して、当該特定個人情報ファイルの利用及び保管等の取扱状況について記録しなければならない。

(個人番号の利用の制限)

第19条 特定個人情報等管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第20条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第21条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で

定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第22条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報等の取扱区域)

第23条 特定個人情報等管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 個人情報管理者等は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第30条を除き、この章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報管理者等が前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する規程を定めるとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。パスワード等の管理に関する規程は、必要に応じて見直しを行う。

(アクセス記録)

第25条 個人情報管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存しなければならない。

- 2 個人情報管理者等は、必要に応じてアクセス記録を分析するものとする。
- 3 個人情報管理者等は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第25条の2 個人情報管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第25条の3 個人情報管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第26条 個人情報管理者等は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必

要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第27条 個人情報管理者等は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第28条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報管理者等は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第29条 個人情報管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第30条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第31条 個人情報管理者等は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第32条 個人情報管理者等は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第33条 個人情報管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定しなければならない。

(端末の盗難防止等)

第34条 個人情報管理者等は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、個人情報管理者等が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第35条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないようにしなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第36条 個人情報管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第37条 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

2 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全管理の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じることができる。

3 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講じることができる。

（特定個人情報等の提供）

第38条 職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

（保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等）

第39条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないようにしなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号、第3項及び第40条において同じ。）の制限又は事前承諾等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の安全管理措置に関する事項

五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

七 法律及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施しなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 6 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

（特定個人情報等の取扱いに係る業務の委託等）

第40条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき復興庁が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、復興庁が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第8章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第41条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等

を管理する個人情報管理者等（個人情報管理者等が不在等により報告等が困難な場合かつ特に重大と認める事案が発生した場合には、総括個人情報管理者）に報告しなければならない。

- 2 個人情報管理者等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 個人情報管理者等は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括個人情報管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を内閣総理大臣に速やかに報告しなければならない。
- 5 個人情報管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（漏えい等の報告等）

第41条の2 個人情報管理者は、前条第1項に掲げる安全管理の上で問題となる事案であって、個人情報保護法第68条第1項に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合には、個人情報保護委員会に報告するとともに、同条第2項の規定に基づき本人に通知しなければならない。

（公表等）

第42条 個人情報管理者は、前条に規定する事案に該当しない場合においても、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。なお、当該事案が、国民の不安を招きかねない場合は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。

第9章 監査及び点検の実施

（監査）

第43条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第8章に規定する措置の状況を含む当該行政機関における保有個人情報等の管理の状況について、必要に応じ監査を行い、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

（点検）

第44条 個人情報管理者等は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じ点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第45条 この規程等については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を行う。

第10章 その他

(細則)

第46条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。

(復興局等の特例)

第47条 復興局における保有個人情報等の管理については、復興局長が、この規程に準じて別に規程を定めることができる。

2 前項の規定により保有個人情報等の管理に関する規程を定めるときは、復興局長は、個人情報保護等担当統括官に協議しなければならない。これを変更するときも同様とする。

附 則

この訓令は、平成24年2月10日から施行する。

附 則 (平成26年6月16日 復興庁訓令第12号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月17日 復興庁訓令第13号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日 復興庁訓令第10号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日 復興庁訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月11日 復興庁訓令第8号)

この訓令は、令和4年4月11日から施行する。